第四次国土利用計画(富士市計画) 改定版

令和 3(2021)年 12 月

富士市

前 文

国土利用計画(富士市計画)は、土地基本法における土地についての公共の福祉優先等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、富士市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものである。

この計画は、国土利用計画静岡県計画を基本とし、第六次富士市総合計画との整合を図りつつ策定したものである。

なお、この計画は、将来における社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えて 必要に応じて見直しを行うものとする。

目 次

<u> </u>	
目目	V

第1章 市	市域の土地の利用に関する基本構想	1
第1節	国土利用計画(富士市計画)策定の背景と意義	1
第2節	土地利用の基本方針	2
第3節	利用区分ごとの土地利用の基本方向	
第2章 市	市域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
	及びその地域別の概要	8
第1節	土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	 8
第2節	地域別の概要	10
第3章 共	見模の目標を達成するために必要な措置の概要	16
第1節	土地利用関連法規等の適切な運用	16
第2節	適正な土地利用及び未利用地の有効利用	16
第3節	安全性の確保	16
第4節	環境の保全・創造	17
第5節	土地利用の転換の適正化	
第6節	利用区分ごとの措置及び有効利用の促進	
第7節	地域整備施策等の推進	21
第8節	土地に関する調査の実施及び管理の充実	23
土地利用村	構想図	24
策定の経過	면	25
関係する会	会議	25
用語の解詞	兑 	26